# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学動物実験等の実施に関する規程

平成２０年３月２７日
規程第　　４　　号

（趣旨）

第１条　この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における動物実験等を科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに実験等に関わる職員、学生等の安全確保の観点から適正に行うため、実験動物の飼養及び保管に係る管理運営体制の整備並びに動物実験等の実施方法について、必要な事項を定める。

２　本学における動物実験等の実施については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号。第３条において「動物愛護管理法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成１８年環境省告示第８８号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成１８年文部科学省告示第７１号。以下「動物実験指針」という。）、動物の殺処分に関する指針（平成７年総理府告示第４０号）、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成１８年日本学術会議作成。第３条において「ガイドライン」という。）その他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（基本方針）

第２条　動物実験等の実施に当たっては、動物実験等に関する理念である次の各号に掲げる３Ｒ（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

（１）Replacement　　科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。

（２）Reduction　　科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。

（３）Refinement　　科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。

２　実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である次の各号に掲げる５つの自由に配慮し、適正に実施しなければならない。

（１）飢え及び渇きからの解放

（２）肉体的不快感及び苦痛からの解放

（３）傷害及び疾病からの解放

（４）恐怖及び精神的苦痛からの解放

（５）本来の行動様式に従う自由

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）動物実験等　　動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

（２）飼養保管施設　　動物実験等の利用に供する動物を恒常的に飼養し、若しくは保管し、又は動物実験等を行う施設をいう。

（３）実験室　　動物実験等の利用に供する動物に実験操作（４８時間以内の一時的保管を含む。）を行う部屋又は区域等をいう。

（４）施設等　　飼養保管施設及び実験室をいう。

（５）実験動物　　動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。

（６）動物実験計画　　動物実験等を行うために事前に立案し、実験実施期間を最長５年とする計画をいう。

（７）動物実験実施者　　動物実験等を適正に実施する者をいう。

（８）動物実験責任者　　動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。

（９）管理者　　実験動物及び施設等を管理する総括的な責任者をいい、奈良先端科学技術大学院大学生命科学研究基盤センターの運営に関する規程（令和４年規程第３号。以下「運営規程」という。）第７条に規定する動物実験施設責任者をもって充てる。

（１０）実験動物管理者　　実験動物に関する知識及び経験を有し、飼養保管施設において管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいい、管理者が指名するものをもって充てる。

（１１）飼養者　　動物実験実施者又は実験動物管理者の下で、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

（１２）管理者等　　学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

（１３）人道的エンドポイント　　実験動物を激しい苦痛から開放するための、実験を打ち切り、安楽死処置を施すタイミングをいう。

（１４）動物愛護管理法等　　動物愛護管理法、飼養保管基準、動物実験指針及びガイドラインをいう。

（適用範囲）

第４条　この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類又は爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

２　動物実験責任者は、動物実験等を本学以外の機関に委託等する場合、委託等先においても、動物愛護管理法等に基づき、適正に動物実験が実施されることを確認しなければならない。

（総括管理）
第５条　学長は、最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管に関し、総括して管理を行う。
２　学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備並びに飼養保管施設及び実験室の承認、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価、外部の専門家による検証、情報公開その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。

（動物実験委員会）
第６条　学長は、前条第２項の責務を遂行するために報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の役割）
第７条　委員会は、学長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項を審査し、又は調査する。
（１）動物実験計画に係る動物愛護管理法等及びこの規程に対する適合性に関すること。
（２）動物実験計画の実施状況及び実施結果の適正性に関すること。
（３）施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。
（４）動物実験等の実施及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に係る教育訓練に関すること。
（５）動物実験等の実施に係る自己点検・評価、外部の専門家による検証及び情報公開に関すること。
（６）その他動物実験等の適正な実施に関し必要なこと。
２　委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験等に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。

（委員）
第８条　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
（１）学長が指名する理事
（２）生命科学研究基盤センター長
（３）保健管理センター所長
（４）管理者
（５）学長が指名する動物実験等を行う教授又は准教授　　若干名
（６）環境安全衛生管理室長
（７）その他学長が必要と認める者
２　前項の委員の選出は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者その他学識経験を有する者をそれぞれ１名

以上含める。
３　委員は､自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査を受けるときは、その審査に加わることができない。
４　委員のうち、第１項第５号及び第７号委員の任期は２年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名又は委嘱した学長の在職する期間を限度とする。
５　委員は、動物実験計画等について知り得た情報を第三者に漏洩し、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長）
第９条　委員会に委員長を置き、前条第１項第１号の者をもって充てる。
２　委員長は、委員会を主宰する。

（副委員長）
第１０条　委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（議決の方法）
第１１条　委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
２　委員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、動物実験計画に係る審査を行う場合は、全会一致を原則とする。

（委員以外の出席）
第１２条　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

（動物実験計画の承認、審査、立案及び変更）
第１３条　動物実験責任者は、動物実験等の実施に当たり、事前に学長に動物実験計画を申請し、その承認を受けなければならない。
２　学長は、申請された動物実験計画について、委員会に審査させ、その結果を受け、承認又は不承認を決定し、当該動物実験責任者に通知するものとする。
３　動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて、動物実験計画を立案しなければならない。
（１）研究の目的、意義及び必要性に関すること。
（２）第２条に定める３Ｒ（Replacement、Reduction、Refinement）を考慮し

た適切な実験方法に関すること。
（３）動物実験等の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。以下同じ。）に関すること。
４　前３項の規定は、承認された動物実験計画の内容を変更する場合について、準用する。ただし、動物実験実施者又は飼養者の変更に関することは、事前に学長に届け出ることをもって足りるものとする。

（動物実験等の実施）
第１４条　動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物愛護管理法等及び次の各号に掲げる事項を遵守し、適正に実施しなければならない。
（１）適切に維持管理された施設等を用いて動物実験等を行うこと。
（２）動物実験計画に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
イ　適切な麻酔薬、鎮痛薬等の使用
ロ　実験の終了の時期の配慮
ハ　適切な術後管理
ニ　適切な安楽死の選択
（３）安全管理に注意を払うべき動物実験等（物理的又は化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体、遺伝子組換え動物等を用いるものをいう。）については、関係法令及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全衛生管理規則（平成１６年規則第１号）その他の関連する学内規則等に従うとともに、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。
（４）実験の実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
（５）侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（実施結果の報告）
第１５条　学長は、動物実験責任者に、動物実験計画を実施した後、実験結果、当初の動物実験計画からの変更の有無、使用動物数、成果等について報告させなければならない。
２　学長は、前項の規定による報告を受けた後、必要に応じて、当該報告を委員会に諮問し、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

（施設等の設置）
第１６条　動物実験等又は実験動物の飼養若しくは保管（４８時間以内の一時的な保管を含む。）は、学長の承認を得て設置された施設等でなければ、実施することができない。
２　飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は、管理者は、事前に学長に申請し、その承認を得なければならない。
３　飼養保管施設以外に実験室を設置（変更を含む。）する場合は、動物実験責

任者は、事前に管理者を通じ学長に申請し、その承認を得なければならない。
４　学長は、前２項の規定により申請された施設等について、委員会に調査させ、その結果を受け、承認又は不承認を決定し、申請者に通知するものとする。
５　学長は、実験動物の飼養及び保管の状況について管理者及び実験動物管理者から報告させ、必要に応じて委員会の助言を受けて改善を指示するものとする。

（施設等の要件）
第１７条　飼養保管施設は、次の各号の要件を満たさなければならない。
（１）適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
（２）実験動物の種類、生理、生態、習性等及び飼養保管数に応じた飼育設備を有すること。
（３）床、内壁、天井及び付属設備が清掃、消毒等を行うに当たって容易な構造で、機材の洗浄、消毒等を行うことができる衛生設備を有すること。
（４）実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
（５）臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
（６）実験動物管理者を配置すること。
２　実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
（１）実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
（２）排泄物、血液等による汚染に対して清掃又は消毒を行うに当たって容易な構造であること。
（３）常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（施設等の維持管理及び改善）
第１８条　管理者は、実験動物の適正な管理及び動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。
２　管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境を確保しなければならない。

（施設等の廃止）
第１９条　飼養保管施設を廃止する場合は、管理者は、学長に届け出なければならない。
２　実験室を廃止する場合は、動物実験責任者は、管理者を通じ学長に届け出なければならない。
３　学長は、前２項の規定による届出があった場合、委員会による施設等の調

査を経て、廃止するものとする。
４　管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

（標準操作基準の作成及び周知）
第２０条　管理者及び実験動物管理者は、飼養保管の標準操作基準を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

（実験動物の健康及び安全の保持）
第２１条　動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、次の各号に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。
（１）実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行うこと。
（２）動物実験等の目的に係るものを除き、実験動物の傷害及び疾病を予防する等必要な健康管理を行うこと。
（３）動物実験等の目的に係るものを除き、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合は、適切な治療等を行うこと。
（４）異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養し、又は保管する場合は、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。
２　実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態を確認しなければならない。

（実験動物の導入）
第２２条　管理者は、実験動物の導入に当たり、動物愛護管理法等その他関係法令に基づき適正に管理されている機関からのみ導入することができる。
２　実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行うとともに、実験動物の飼養環境への順化又は順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

（記録の保存及び報告）
第２３条　管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備及び保存しなければならない。
２　管理者は、飼養し、又は保管した実験動物の種類、数等について、年度ごとに学長に報告しなければならない。

（譲渡の際の情報提供）
第２４条　管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養及び保管の方法、感染症、疾病等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

（輸送）
第２５条　管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めなければならない。

（動物実験等の委託）
第２６条　動物実験責任者は､動物実験等を本学以外の機関に委託する場合は、動物愛護管理法等その他関係法令に基づき、適正に動物実験等が実施されていることが確認できる機関にのみ委託することができる。

（危害等の防止及び発生時の対応）
第２７条　管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めておき、関係者に対して周知しなければならない。
２　管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
３　管理者は、動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者への実験動物由来の感染症及びアレルギー疾患等の罹患並びに実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に必要な措置を講じなければならない。
４　動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行なうよう努めなければならない。
５　管理者は、実験動物の飼養又は動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

（緊急時の対応）
第２８条　管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症等の緊急事態の発生時に執るべき措置の計画をあらかじめ定めておき、関係者に対して周知しなければならない。
２　管理者等は、前項の緊急事態の発生時には、速やかに関係機関へ連絡し、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に必要な措置を講じなければならない。

（人と動物の共通感染症に係る知識の習得等）
第２９条　動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。
２　管理者、動物実験実施者及び実験動物管理者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

（教育訓練）

第３０条　学長は、動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者に、次の各号に掲げる事項に係る教育訓練を受講させなければならない。。
（１）動物愛護管理法等その他関係法令及びこの規程等に関する事項
（２）動物実験等の方法に関する基本的事項
（３）実験動物の飼養及び保管に関する基本的事項
（４）安全確保及び安全管理に関する事項
（５）人と動物の共通感染症に関する事項
（６）その他動物実験等の適切な実施に関し必要な事項
２　学長は、教育訓練の内容、実施日、講師及び受講者を記録し、保存するものとする。
３　学長は、動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めるものとする。

（自己点検・評価及び検証）
第３１条　学長は、委員会に、動物実験指針への適合性及び飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年自己点検・評価を行わせなければならない。
２　委員会は、動物実験等の実施状況等又は飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
３　委員会は、管理者、動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
４　学長は、自己点検・評価の結果について、外部の専門家による検証を定期的に実施しなければならない。

（情報公開）
第３２条　学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価、外部の専門家等による検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報をいう。）を毎年１回程度公表するものとする。ただし、個人情報、研究の独創性又は知的財産権の保護に支障が生じるおそれのある部分は、この限りではない。

（準用）
第３３条　実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、この規程の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

（事務）
第３４条　動物実験等の実施に関する事務は、環境安全衛生管理室が行う。

（雑則）
第３５条　この規程に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１８日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和５年１月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

２　この規程の施行の際現に設置している施設等については、改正後の第１６条に規定する学長の承認を得て設置されたものとみなす。